

○本学の目的・使命について

(国立大学法人東京科学大学組織運営規則から抜粋)

国立大学法人東京科学大学組織運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京科学大学（以下「法人」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置する大学並びに目的及び使命)

第2条 法人は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第4条第2項の規定に基づき東京科学大学（以下「大学」という。）を設置する。

2 大学は、科学に立脚して社会の発展に指導的役割を果たすことのできる市民を育成する。この理念のもとに必要な専門的知識を学生に修得させ、かつ人格の陶冶をなすとともに、理学、工学、医学、歯学、人文社会科学及びこれらの融合学術分野の理論と応用を研究し、その深奥を究めて科学と技術の水準を高めることを大学の目的とし、もって文化の進展に寄与し、地球上全ての構成員の福祉に貢献することをその使命とする。

(以下略)